

文部時報

第1158号

昭和48年11月

余暇と文化 中 壘 健一 2

▷座談会◁

文化行政の回顧と展望 8

(出席者) 三枝佐枝子・国 伊玖磨・井上 光貞

前田 敏郎 (司会) 清水 成之

都市整備と文化 川 添 登 24

子どもと文化 福 田 清 人 31

文化財と公害 関 野 克 39

<解説>

第二国立劇場の設立準備 文化庁文化部文化普及課 47

埋蔵文化財保護に関する当面の方策について
..... 文化庁文化財保護部記念物課 54

<現地ルポ>

“劇団が学校へやって来た” 本 吉 真 之 60

現地に見る蒔絵・沈金の後継者養成 柳 橋 真 65

~~~~~  
〔文部省の窓〕

昭和49年度税制改正文部省関係要望事項出る ..... 大臣官房総務課 72

小・中学校の統合について ..... 初等中等教育局財務課 74

~~~~~  
〔随想〕

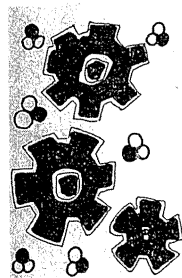
形ある死者 杉 本 苑 子 76

〔教育研究所紹介〕

高知県教育センター 西 本 澄 雄 80

〔連載第16回〕

人物を中心とした文化郷土史 一秋田県一 伊多波英夫 86



◇ 座談会 ◇

文化行政の回顧と展望

—文化庁設置5周年にあたり—

出席者

(発言順・敬称略)

三枝 佐枝子

(評論家)

団 伊玖磨

(作曲家)

井上 光貞

(東京大学教授)

前田 敏郎

(和歌山県教育委員会参事)

(司会)

清水 成之

(文化庁次長)

清水(司会) 私、今日この座談会の司会をやらせていただく文化庁次長の清水でございます。不慣れでございますがよろしくお願いいたします。

毎年文部省の機関誌でございます「文部時報」につきまして、十一月は文化の特集ということで編集しておりますが、ことしも十一月号を文化関係の特集としたいということで、今日お願いをしたわけでございます。今日お集まりいただきましたのは、評論家の三枝先生、東大の日本歴史の教授の井上先生、作曲家の団先生、それからまた地方におきまして実地に文化行政にご苦労いただいております前田先生の四人でございます。

ちょうどことは文化庁が昭和四十三年の六月十五日に発足いたしました五周年に当たるわけでございます。そこで今日の座談会は文化庁設置五周年に当たり、「文化行政の回顧と展望」というテーマでお願いしたいと思います。次第でございます。最初に司会のほうから、文化庁発足以後のことを若干申し上げます。

一、回顧

△五年間の仕事▽

ご承知のとおり文化庁ができます前には、文部省の文化局で芸術のこととか、あるいはまた著作権のこと、国語施策の關係の仕事等をやってまいったわけでございます。一方、文化財保護のことにつきましては、行政委員会でございます文化財保護委員会がございました。それが文化行政を一元的に処理する機構を作ったほうがいいという積極的な理由から、四十三年に文化庁ができて、文化局とそれから文化財保護委員会が統合されたわけでございます。

振り返ってみますと文化庁ができました四十三年度の、文化庁の予算は五十億円で、そして四十八年度は百四十五億円でございまして、予算的に見ますと約三倍の伸びをしているわけでございます。次に地方における状況を見ますと、文化庁が設置されました当時、文化行政の主管課を持っておりました県は、東京、神奈川、滋賀、京都、兵庫、奈

良のわずか六県でございました。現在では各県の教育委員会で文化行政主管課がございすのは、四十五県でございます。二県は社会教育課で担当をしております。このように機構の面で整備されてまいっておるわけでございます。また県の文化行政の予算を見ますと芸術文化と、文化財保護の分を合わせまして発足当時は三十億円でございました。それが四十六年度は百五十三億円、約五倍になってきております。

それからここ五年間の文化庁自ら、あるいはまた県や市町村との連携のもとに行ってまいりましたおもな事業を考えてみますと、芸術文化行政の面におきましては、ご承知のとおり第二国立劇場の設置調査に入ったという新規の事業がございます。それからまた地方におきます芸術文化の振興ということを重点にいたしまして、ご承知のとおり文化会館等の整備を進めてまいるとか、県や市町村の文化関係の事業に対します助成を始めてこれを伸ばしておるとか、移動芸術祭がこの期間に始まったとか、あるいは発足前からございました青少年芸術劇場、これは各県を回るわけでございますが、こういうものが伸びてまい

っております。それから芸術活動の助成の大きなものとして、芸術関係団体に対する補助金が相当伸びており、また芸術家の在外研修につきましても、人数、分野が相当ふえてきております。さらに昨年度から始まりました事業には、優秀映画の奨励ということで年間十本の映画に対して、一本一千万円の奨励金を交付する制度とか文化庁企画提供の「八美」としてVというテレビ放送がございます。

それから文化財保護のほうについてみますと、御承知のとおり昭和三十年代からの経済成長、その後におきます開発との関係で、とくに史跡、埋蔵文化財保存対策の強化の問題がございます。具体的に申しますと、史跡等の公有化を強力に図っております。また埋蔵文化財関係の緊急調査の助成をふやして、と、史跡、埋蔵文化財の保護のために相当力を入れてまいっておるといふ点がございします。それから国宝、重要文化財等の保存整備、すなわち国宝、重要文化財である美術工芸品や建造物の修理を行うとか、あるいは美術工芸品を買い上げ、公有化を図って保存をしていくとかというような仕事、それからま

た最近では、これも開発の関係がございすが、天然記念物、鳥類等の動物、植物というような天然記念物の保護増殖に、力が入ってきております。

一方、無形文化財の関係ですが、伝統工芸技術、伝統芸能の保存ということで、いわゆる人間国宝なり、あるいは地方におきます伝統芸能、工芸技術の保存、そのための助成というようなことを進めておるわけでございます。また国際的視野から文化の問題を考えた場合には、なかなかというところで文化の国際交流にも留意し、その拡大に努めてまいっております。それから文化の基盤整備という観点からみますと、この期間に新しい著作権法が制定公布されました。

さらに、文化の基盤である国語の問題ですが、御承知のとおり国語審議会から、音訓や仮名づかいについて、貴重な御答申をいただきそれに基づいて内閣の告示訓令が発せられました。

このように、国、県、市町村、力をあわせまして、文化行政に力を注いでいるところでございすが、経済的に豊かになり、また開発が進めば進むほど生活に潤いを求める要望が



三枝 佐枝子 氏

てくださったという気持ちがいま一番強く私の気持の中にあることなんです。

清水 どうもありがとうございます。どなたからでもけっこうですが……。

団 五年というのはやはり短いようでも長い間だったという感じがいたします。一番の実感は、最初に文化庁ができていろいろな助成も行われだして、またりっぱなお仕事をどんどんなさり始めたことは存じていましたけれども、やっぱり初めのところは何か文化庁独自の感じというのは私たちにははっきり理解されていなくて、従来の伝統といいますが、文部省の中のいろいろな課の仕事という感じの延長を感じましたが、五年たちますと、もう私たちの中で、文化庁というものの存在が、ことに芸術方面に働いている者にとって

非常に強うございます。そういう面から芸術文化や文化財保護のことを見ました場合にもなお不十分な点があるわけでございまして、今日諸先生方からいろいろ過去を振り返り、今後の展望と文化行政に対する皆さんのない御注文、御要請をお聞かせ願いたいと思っております。

△身近な役所▽

三枝 諸先生がおいでになりますのに、最初に口火を切らしていただくのはたいへん恐縮なものでございますけれども、私の場合は女性として、また家庭の主婦としての立場を中心に考えを申してみたいと思います。いまお話を伺いまして、文化庁がたいへんりっぱなお仕事をしていらっしゃるということがよくわかりましたし、また文化庁のあゆみを拝見いたしますと、非常に多方面にわたってりっぱなお仕事をしていらっしゃるということがよくわかりまして、あらためていままで知らなかった面も知らされました。五年前に文化庁が

は、非常に大きく、また親しいものになってきたと思います。たとえば若い人の在外研修員制度のようなものも、ほんとうにりっぱな業績を結ぶようになって、たとえば現在オーケストラなんかは助成がなければもうつぶれておりますでしょう。それが文化庁の助成のために、つぶれずにたいへん多くの人間が、芸術的 良心を全うしながら生きていっているという現実を、大きく見るものですから、芸術の分野における大きな影響は高く評価されていいんじゃないかと思えます。まあ欲を言えば限りないんで、もっともといういろいろやってもいたきたいですが、創作面でも非常に多くの舞台の創作もなさっていらっしゃるし。ただ、それがこの芸術面に限らず、もっと広く、いま三枝さんがおっしゃったよう



団 伊玖磨 氏

な、芸術を受け取る側、作る側はむろんのこと、受け取る側と両方にこだましながら、ほんとうの文化が高まっていくような方法が、これが青少年芸術劇場なんかは遠からず実が結んでいくことと思えますけれども、芸術、それも広い視点での分野がもっと発見できるのではないかと思います。

△着実に展開▽

清水 井上先生いかがでしょうか。

井上 私はいま文化庁でなさったとおっしゃるお仕事が非常に広範であるのでおどろくです。私は国立大学に在るわけですから、まあ半ば官僚なわけであるのに、役所のことにはあまりよくわからないんですが、ずいぶん広範なことをしていらっしゃるなという感じを持つたんです。私自身はさっきもちょっとお話がありましたような史跡関係埋蔵文化という非常に小さい分野にだけ関係しています。しかし先ほどもお話がありましたように、さきごろは開発が非常に進んできている、ですから分野としては小さいけれども、おそらく文化庁のお仕事の中ではかなりウェ

できましたときに、それまで私たちは、日本で文化というものを、真剣に考えているところがはたしてあるんだろうかというふうな気持ちを持っておりましたものですから、それを考える文化庁ができたということは非常にうれしいことだと思います。ですから文化庁というものはほかのお役所でできないことをしていただきたい、つまりお役所らしくない仕事をしていただきたいというふうな気持ちですが、私どもの心に一番強くあつたと思うんですね。そういう点から考えますとこの五年間たいへんりっぱなお仕事をしてくださった非常にありがたいが、思うんですけども、もっと私たちの生活の中に浸透して、生活の中に文化を植えつける、そういう役割りをこれからはたしていただきたいというふうな気持ちがいいたします。そういう意味で、これは展望のほうになると思えますのでまた後ほど申し上げたいと思えますけれども、文化勲章だとか、芸術祭の賞だとか、その他無形文化財の問題も、そういうお仕事も非常に結構ですけども、同時に私たちひとりひとりの国民生活の中に、もっと文化的な雰囲気を感じ込む、そういうことのために文化庁が役に立つ

1トの高い部分を占めてこれだと思つた。私は文化庁ができるもう少し前から文化財保護委員会関係のことをしておりましたけれども、やがて文化庁ができ今さんが文化庁の長官になられて、何というか、あまりお役人らしくない世界が開けてきたという、そういう希望といえますか、期待を持っておりました。その後、ひるがえってみますとこういうことは一面からみるとずいぶんじみな仕事ですが、文化庁はコソコソと仕事を積みあげて来られたとおもいます。たとえば飛鳥の保存問題、あれなどはやっぱりそのときからになりますね。それから昨年は、高松塚古墳で壁画発見という大問題もありましたが、史跡指定から保存対策まで適切に処理されました。



井上光貞氏

もお話がありましたように、芸術文化の関係で国の施策が、まず保存を考えて、保存から地方振興という、そういう発想でやってもらえるように思われるわけです。古典芸能に関して、その保存ということから発想して、それを地方に巡回させていく、そういう感じがするわけでございますけれども、そういうことで、先ほどたとえば移動芸術祭の問題、あるいは青少年芸術劇場の問題、こういったことで、非常に優秀な舞台芸術が地方において、身近なところで鑑賞できる。そういう素材を享受して各地方で鑑賞ができるということ。これはまことにありがたいことで、だんだん住民のそういった面の、芸術に対する取捨選択といったものが高められてきておる。これは文化庁で芸術祭を地方に移動するとか、あるいは青少年芸術劇場を地方に持って回るとか、それが年々拡充整備されまして、非常にそういう恩沢を受けているわけでございます。そういった点で非常に裨益するところが大いわけでございますが、ただ、この芸術文化の仕事が、国の段階から地方の段階に移りますと、二元的になってくるわけでございます。たとえば県の教育委員会

ね。

清水 そうですね。高松塚のことはまだ残っている仕事がありますが。

井上 それから国立歴史民俗博物館の設立があります。いまその構想はだんだん進んでおりますね。そのほかさっきもちょっとお話しになったような地方自治体の文化財保護関係の活動などずいぶん盛んになってきている。それはいろんなところを回らして実感するところです。非常にじみな仕事ですけれども、だんだんと着実に展開しつつあるというのを感じて、それに対して非常に敬意を払っております。

ただ、私のいま関係しているような面ですと、開発があまりにも激しすぎて一方では国の予算のほうには非常に限りがある。そのバランスがだんだん悪くなっているのです。そのため文化庁の仕事の制約があるんで、ひとつ五周年を機会に、もう一つふんばっていただきたい。われわれも大いに御援助いたしますが、ひとつ大いに発展をして所期の目的をもっと広く展開していただきたい。そういう感じを私は持っています。

清水 いま井上先生からお話ございました飛鳥、藤原関係につきましては、とくにあれは四十五年でございますか、例の飛鳥、藤原地域の保存についての閣議決定がございまして、あそこの発掘調査を進めるとか、土地の公有化を進めるとか、あるいは資料館を作るとか、こういうようなことが、いま進んでいるわけでございます。また、高松塚古墳につきましては、この十月にも保存のための調査を実施し、日本の絵画史上極めて重要な壁画を大切に保存するようにしています。

それから佐倉城跡に設立準備を進めている国立歴史民俗博物館につきましても、調査は四十二年度から予算化しておりますが、これは井上先生も入っていたいて、最近その調査が急ピッチに進んで、敷地もほぼ決定し、来年度は基本設計に入りたいとの意気込みです。

△地方からの回顧▽

清水 前田さんいかがでございますか。

前田 私は一地方の実務者という立場からでございますが、先ほど司会の次長さんから

でやるどころ、それから知事部局でやるどころ、これは市の場合も同じでございますが、市の教育委員会ですと、市長部局ですと、そういうところで芸術文化行政が、末端でのつながりが乱れてきておる、そういう点今後どういうようにしていくか。これは地方の一つの大きな問題だろうと思います。教育委員会の本来の仕事である芸術文化行政が末端で輻そうして、たとえば文化施設の管理機関をどうしていくかという問題とか、あるいは多様化する文化行政の総合調整機能をどう整備していくか、そういう問題が今後都道府県段階以下での、一つの大きな問題ではなからうかと思えます。

それから文化財の関係でございますが、私どもが実務として一番困っておりますのが、指定制度のない埋蔵文化財の保存の問題で和歌山県の場合、分布に疎密がありますが山地の高山幽谷を除き海岸線を主にだいたい一平方キロメートルあたり三か所から四か所の遺跡があります。そうしますと、開発の問題がぶつかってきますと必ず遺跡の破壊がある。その遺跡を全部完全に保護していかなければいけないかどうか、やはり行政の段階になり

ますと、選択保存と申しますか、これはいろいろ価値観とか、見方があるだろうと思えますけれども、そういった膨大な遺跡に対して遺跡の調査者として専従できるごく少数の調査員で、全部の遺跡を完全に調査し保存していくという、そういうことは非常にむずかしいわけでございます。遺跡保存の緊急性と重要性というきびしい条件を考えると、全国的な観点から、あるいは地域的な観点から価値づけられる大事なものを残していくといったような保存措置にしたほうが、遺跡の保存という意味ではかえってプラスになるのではなからうか。そういった点を思うわけでございます。この五年間に文化庁が、史跡等の買上げの問題でこれまではだいたい平均して五五％の国の補助で、あとは地元負担であったものが四十八年度から一律八割補助ということになりまして、これは地方にとっては非常に大きな福音でございます。史跡の買上げが非常に容易になったわけでございます。そういった点で国のほうでは十か年計画で、その重要度とか、緊急度を勘案して一、二〇〇ヘクタールを買上げる計画をお持ちのようですけれども、地方の段階では、繰り返



前田 敏郎 氏

のわくの関係もございいますので、地方債とか開発公社による先行買収で、先に一括公有化ができるところはしておいて、あとから八割の国庫補助を行うという方法が、今年からご承知のように、難波宮跡の公有化で始まりました。

二、展 望

△今後の課題▽

すことになりましたけれども、重要遺跡というようなものの保存計画を策定して、これはもちろん住民の納得も要るだろうと思いますけれども、そういったことで選択保存ができるような方途にしたほうがいいんじゃないか、国のそういう施策の拡充強化に相まって、地方としてもこういった結果に基づいて重要なものについては、史跡指定し、更には土地の公有化を促進するよう保存問題について再検討すべきであろうと思います。

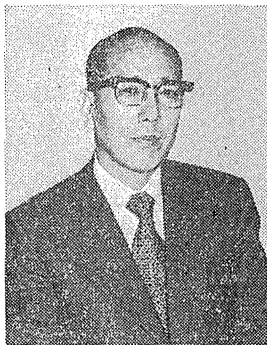
清水 ありがとうございます。いまお話がございましたように、史跡等の公有化につきまして四十八年度、いまの奥野文部大臣が地方財政通だものですか、八割一律に絶対やれということ、それが実を結んだのです。それからまた単年度の国庫補助では予算

清水 いま諸先生方から回顧いただきました、文化庁ができてからの事業について、いいほうの評価の面を出していただきまして、同時に、なおまたこれから力を入れていかなければならない点についても、すでにお触れいただいたところでございますが、今度作りました文化庁のあゆみVの冒頭をあらためていただきますと、日本の文化を現在見ました場合に、明治以降の近代化の過程で取り入れられました、ヨーロッパ的な文化と、わが国の古くからございます伝統的な文化が、併存をしている。しかもそうおかしなく、どちらかといううまく併存している、こうい

う上に立ちまして日本の国の文化政策としましては、伝統的な文化の保存、活用のための方策と、ヨーロッパ的な文化の振興・普及を促進する、こういう両方面につきまして、均衡のとれた施策を進める必要がある。文化庁が発足しました当時からそういう考え方でございまして、そういう両面を進めていくわけでございますが、文化庁では発足当時当面進めるべき施策として十項目ほどの重点事項を決めておりますが、いまこれを振り返ってみますと、ほとんどの項目につきましては先ほど来御紹介しましたようにすでにとり上げられ、また拡充の途上にあるわけでございまして、なお新規に手をつけなければならぬ問題、さらにまたこれは飛躍的に拡大をしていかなければならない問題があるかと思うのでございます。すでにお話が出ておりますけれども私もしましては、先ほども申しましたように、第二国立劇場をできるだけ早く設置いたしまして、現代芸能の殿堂としますと同時に、地方の文化会館との有機的な連携を保たせるとい、センター的な役割りを果たしたい、こういうような課題もかかえておりますし、また先ほど三枝先生もおっしゃい

ましたように、国民生活の中で芸術文化を生かしていく、こういうためには地方におきまして文化活動の拠点を整備していく必要があります。そしてまた一面、そういう拠点を中心に地方には地方なりの、民俗芸能なり、特色のあるものが残っておりますので、それを伸ばしていくと同時に、全国的にすぐれた芸術文化を鑑賞する機会とか、あるいはそういうものを踏まえまして、みずから文化活動をするという気運を醸成していく問題があると思います。それからまた、文化財保護のことを

みしました場合に、すでに井上先生、前田先生からお話ございましたが、どちらかというと、保護行政が開発の後手に回っておったというところは、これは否めないというふうに私思うわけでございます。それで先ほどもお話がございましたように、これを後手に回らないようにするためには、いままですこにこういう埋蔵文化財があるという、地図の上で点だけ落としておったところを、範囲がどのへんに広がっているかというような確認をしておく必要があるんじゃないか、これはまあ一例でございます。それからまた四十三年発足当時の埋蔵文化財の緊急発掘調査を見ました



清 水 成 之 氏

場合、六百何件かございいますけれども、四十七年度をみますともう千五百件を越えてまわっている。一方先ほども話の出ましたそういう専門家、発掘技術者確保、養成の問題がございいます。さらに、国際的な視野に立って文化行政を進めるという場合に、日本人自身が外国語を学習するという面と同時に、最近におきましては外国人が日本語を習いたいという要請が、相当各地で強まっています。こういう文化の基盤、また国際交流の基盤である外国人に対する日本語教育、こういうようなものをひとつ本腰を入れなければいかん、こういうようなことを思っているわけでございますが、いま思いつくままに例をあげたわけでございますが、今後文化行政の進むであろう方向、あるいはまた注文というものをひと

つきたんなくお聞かせ願いたいと思います。まず田先生どうですか。

△保存・創造・実行を一つの輪に▽

田 あまり多方面にわたるものだから、何から申し上げていいかわからないんですが、結局創造ということ、それから実行ということ、保存ということ、その三つが横に考えて大きな問題でしょう。それがゆくゆく最終の目的では一つの輪にならないければ、ほんとうの文化はできあがらないと思うし、それから西洋から入ってきた文化の様式と、伝統的な日本古来のものというのは、現在二つに分けていることも最終目的はそれが一つの輪になることだとぼくは思うのです。そこを整然と分ける段階で五年間あったと思うんです。

将来にわたってはそれが今度は一つの輪になるような、お互いの間のみぞの埋め方と、エネルギーの健全な合体というものを、お進めになっていただけたら、たとえば音楽一つ例にとりましても、伝統芸能の保存ということと、それから創作、あるいは現状のための改善、オーケストラの助成とか、そういう間

題がそれぞれにわたって、それぞれがよくなっているという感じで、何かもう一つそれが大きく同一方向を向いているんだという姿勢が、どこかに出ないだろうか、それが国の文化全体の高まりんじゃないか。しかし日本の場合は非常に特殊性があって、たとえばヨーロッパの国なんかでしたら、伝統と、保存と創造と実行は、一つの線の上にありますから非常に簡単だと思うのですが、それが日本の国の場合は非常に複雑だから、それだけ苦労が多いことはわかりますけれども、この点この日本のおかれている特殊性をさか手にとってプラスにしようという、基本姿勢を御一緒に作りたいですね。

清水 いまの点で、私も団先生のお話を聞いていて気付くのでございますけれども、機構上の面から文化庁には官房のほか、文化部と文化財保護部とあります。そこでは先生がまさしくおっしゃったように、文化部の担当する芸術を考えた場合、最近では文化財保護の無形文化課の、いわゆる人間国宝の行政、伝統芸能、伝統工芸、そういうものと、いまの文化部の文化普及課なり芸術課で行っている仕事との関連性を考える必要があること

とを気付きますね。例が適切かどうか分かりませんが、褒章とか叙勲問題を一つ考えました場合、これはどっちから見たほうがいいんだろうかというような問題もありましてね。……

司会がひとりでおしゃべりしていても何んですから……。

△高次の文化行政の必要性▽

井上 いまの団さんのおっしゃっていることに関連することで、私たちのほうで感じますのは、ヨーロッパなんかに行くと、遺跡が石とか、れんがでできているわけですね。そしてその遺跡はそのまま現在の都市文化につながりがある。様式的に断層がなく、古い遺跡が新しい現在の生活の中に溶け込み得るような感じがしますね。ところが日本の場合には、たとえば、昔の家は紙と木でできているとよく言いますけれども、平城京といったって柱の穴があるだけなんです。また様式的に、いって過去の文化は西欧的な現代文化とは異質です。私は、やはり現代的な意味で、ある安定した都市化というのはどんなに進めないといけないと思っておりますが、その中に

うに、私ども文化庁の行政からみますと、おっしゃる通りに文化庁だけでは、なかなかうまくいかないんですよ。たとえば環境庁の環境保全、それから建設省の都市計画、住宅行政等これらと連絡を密にしてやっていかなければなりません。姫路城を一つとりましても、建設省の公園整備行政と文化庁の保存行政とどうマッチさせていくか、あるいはその周辺の住宅との関係をどうするかという問題がある訳で、最近とくにそういうことを痛感しますね。

井上 そういうことについてそれをどうやったらいいかというような問題について、かなり研究が進んでいるわけでございますか。

清水 その点ですが、国の機関相互の間、県の機関相互の間また国と県との間で、役所どうしの連絡というものは、こちらから出向いたり、むこうからやって来たり、あるいは連絡会を作ったりしてやっています。また、制度的には、相互の協議制をとったり、審議機関に参加したりもしています。しかし御指摘の点は、さらに積極的な工夫が望まれますね。

それから先ほど来お話が、団先生からも、

井上先生からも出ておりますが、いろんな面で学際的な問題が非常にあるんじゃないか、おっしゃる通りに都市工学なり、環境工学とかというようなものが入ってこなければいけない。発掘関係をみました場合でも、考古学オンリーでもいけない、建築学とか美術史の関係とか、学際的な問題が出てきているんじゃないかと思うわけです。

団 すべての分野でそういうことがいえるんじゃないでしょうか。たとえば絵一つ見ても、洋画、日本画という分け方は実に乱暴ですね。その全く中間をいくような人、昔から川端電子さんみたいな人もいたわけですし、音楽でも邦楽で新しい作曲をする方もあるでしょうし、洋楽で日本の伝統の表現をする人もあるし、昔からの、洋、和という分け方を変えないと、日本自体が変質してきているし、世界の日本を見る目も変わってきていますからね。ここがうまくいくと、芸術面ではとても新しい形がでかあるんだと、いつも思うんです。まあどっちにも入らない人ができちゃっている……。

清水 そういう点で一つ例をあげますと、先ほどちょっと触れました外国人に対する日

たとえば飛鳥の遺跡をどういうふうにして生かすかということですね。そうするとこれは文化財の保護で、何でも守れ守れといってるんじゃない、やっぱり元来片手落ちなんです。それぞれの地方の都市計画、そういう都市計画と密着して文化財や遺跡を保護していかないと、たとえば都市工学というものが一緒になってやっぴいかなきゃいけないんじゃないかということですね。そういうことは前からいわれているんだけど、現実にはどうもそういうことが何か進んでいないんじゃないかというような気がするんです。たとえば飛鳥にしても、一方では大阪なんかのベッタウンとして都市化が進んでいますね。それと飛鳥の保存というのがまるで水と油みたいな感じで競争し合っているといけない。もう一つ高い次元で二つが結びついていくべきじゃないかとおもうのです。そういうことに文化庁もとくに力を入れていただきたいし、そういう構成の文化行政を進めていただきたいとおもいますが私なりにそういう考えをしているんですがね。

清水 いま井上先生がおっしゃいましたよ

本語教育の場合に、国語の研究者、国語の先生だけでは十分ではない、外人に教えるんですから、それぞれの母国語からの研究が必要である。あるいは教育学なり、あるいはまた心理学系統の関係も必要だろうということで日本語教育センターというようなものを私どもは構想しているわけですが、その場合には国語学だけの問題じゃなしに、いろんな外国語の問題、教育学の問題、あるいは音声学の問題とかを学際的な面からアプローチしてもらえようなセンターが是非ほしいと思います。また、埋蔵文化財の発掘、その専門家、技術者の養成確保とか、指導という場合に、やっぱりその中心に学際的な面からやれるような組織、埋蔵文化財センターというようなものを作りたいと切望しているわけです。三枝先生、国民生活からちょっとかけ離れたような印象を受ける話になってきましたね、先生の冒頭のお話に戻りまして……。

△親子の文化的断絶▽

三枝 いま団先生、井上先生がおっしゃったお話は非常に大切な問題で、そのことに

いても申したいですけど、それはさておきまして、先ほど私がちょっと申しました庶民生活の中の文化をレベルアップするという問題について申しあげたいと思います。私はいま、若い人たちはわりあいいろんな文化に接する機会が多いと思いますし、それから青少年の文化的教育ということは、ずいぶん熱心に行われていると思っています。若い人たちのための歌舞伎教室とか、いろいろございますね。しかしそれに対して、親たちはどうかと考えてしまうんです。親と子の断絶というところが最近さかんにいわれておりますけれども、私は親と子の文化的な断絶ということがずいぶん大きいんじゃないかと思うのです。若いころには音楽を好きだったり、演劇を好きだったり、美術を愛好した人たちが、結婚したり子どもを生んだりしますと、そういうものと離れてしまいます。それで、子どもたちと音楽について、絵について、芸能、演劇について話し合うことができなくなってしまうように思うんですね。その断絶を埋めることは非常に大切なことではないか、それによって日本全体の文化的なレベルを高くするということが必要だと思ひます。

す。たとえばそういうためにはやはり母親教育と申しますか——もちろん父親もサリーマンになってしまおうと、ずいぶん文化的に低くなってしまうと思いますので、父も母も含めて——何か生涯教育と申しますか、再教育と申しますか、そういうチャンスをもう少し与えていただきたいと思っています。まあ移動芸術祭やテレビの「美をもとめて」の番組などはそういう役割りを果たしていると思いますけれども、もっといろいろな婦人のサークルだとか、そういうものを通して、いいものに接する機会をつくってほしいと思うのです。やっぱり私は、これがほんものか、にせものか、いいものか、いやなものかということを感じるのは学校でなくて、家庭だと思ひますね。ですから母親とか父親がある文化的レベルを保つことによって、醜いものやにせものを嫌悪をする子どもたちを育てることができ。非常にそれが日本の文化をレベルアップするのに大きなことではないかと思うんですが、どうもそこがすばっと抜けているような感じがするんです。そこを何とかひとつこれから考えていただきたいという気がいたしております。

部省的でおもしろくないのかもわかりませんが、情操の面をねらって、子どもに対する芸術劇場をぜひ起こしたい、こういうような構想を持っております。

△生活の中に生きた文化を△

図 それからたとえば芸術面、それから遺跡、歴史面、いろいろなことがあると思うけど、文化ということばをもう少し広く解釈して、生活文化というような面。三枝さんのおっしゃっていることに該当すると思うのですが、もっとよりよく暮らすといいますが、そういうことが文化だと思ひるので、たとえば、これは衣食住に関係してきますから、それは建設省であるとか、通産省であるとか、それから厚生省であるとか、あらゆるところと重複すると思いますけれどもたとえばご飯のおいしいき方だって、大事な文化じゃないでしょうか、生活文化というものも、例えば生活文化局とかいうのをお作りになって、より文化的な生活をするための指導とか、あるいは逆に、そうならないで困る隘路を研究するとか、広くはこれはいへん物価にまで関係するような意味での研究というものが、でき

るようになる。またその実生活の中に芸術、歴史、すべての面が混然として国民生活が高まるんではないかという気がいたしますね。いかがですか。

清水 文化行政で私もあずかっております文化の中には、いわゆる水準の高い芸術文化だけではないに、国民娯楽、生活文化も実は含まれているんです。そこで一面、おまえらのやっているのは非常に水準の高い、専門的、プロ的な芸術文化、あるいはまた昔からの文化財だけのことをやっているのじゃないかという御批判を、たしかにいただいているのです。たとえばいわゆる落語とか講談というように、大衆芸能のことはあまり頭においておらんじやないかと、あるいはまたいろいろ財団法人等ができておりますが、生け花とか、茶道とかいうようなこと、あるいは盆栽とか、日常のことにあまり力を入れておらんじやないかという御批判は、これはある面から非常にいただいているんですよ。それでいろいろとそういう大衆芸能につきまして、最近そういうムードが出てきて、一つ具体的にになってきているのは、演芸の資料をいまのうちに収集しておかないと、伝統的な大衆

清水 いまの点ですが、私も非常に大事な点だと思ひていまして、これは来年度の予算要求にかかわる問題で、ぜひ予算化したというふうにいふ熱意に燃えているんですが、いまもお話が出ましたように、冒頭に申しました移動芸術祭というのはどちらかというと、おとな……お父さんお母さん方を中心にして巡回公演をしている。それから青少年芸術劇場は十四歳から十九歳、このへんの青少年層に無料で次々と回る。そこで私も年齢的にはっきり区分するというのはなかなかむずかしいことですけども、小学校一年ぐらいから十三歳、中学校一年ぐらいの子どものことについてはあまり手をつけていない。これは学校教育の面もございしますが、もっと広い意味の社会教育的な面から見た場合に、子ども芸術劇場というものをひとつ始めてはどうか、それは何も子どもだけが見るんじゃないに、まさしくおっしゃったように親と、とくにお母さんと子どもと一緒に見ていただき、そしてそういうことが話題になり、断絶といわれているようなことがあるとするならば、そういうものを通じて穴埋めしていくというふうな、そして小さいときから、文

芸能関係の資料が散逸するんじゃないかなろうか、こういうような点も一応構想しているわけですが、その他の問題につきまして、いろんな事業が民間団体でなされるのを、まあエンカレッジしていくということは、事業の後援なり、そういう面の賞状を優秀なものについて、御希望にに応じて、こちらから強制的にというわけにはいきませんが御希望にに応じて出すというようなことはやっているわけですが、基本的に行政として、そういうものになんていうかかわりあいをするのが望ましいのか、いいのかという問題、これが非常にむずかしいのではないかという点が、一つ実際問題としてあるわけなんです、たしかにそういう御批判をいただいているのは事実でございますので、検討させていただくと同時に、私も行政といま申しましたような生活文化との関係のかかわりあいをどういうふうに考えるのかというような問題を研究する必要を感じています。

前田さんいかがですか、長年教育委員会におられて、住民の方々といろいろ接触しておられますが、いま三枝先生、図先生からお話に出ておるような点はどうですか。

△文化関係の立法を期待▽

前田 諸先生方のおっしゃること、もっともだと思つてずうっと承つておつたわけですが、実際に担当してみても、その実務の中に入っている文化を素材にして、行き来していますと、この文化行政というのは、どうりを作る人と、どうりをはく人の関係で、呼吸を合わすということが、一番大事なことで、私も文化行政の担当者としては、どうりを作る人の創作なり、非常に地道な努力なりをはく人によく根回しをして、それを十分に理解させて見せる。そういうことが何か芸術文化を担当してしまつて、一番痛切に感じるところです。

そういった点で私社会教育課長を三年ほどやりましたけれども、もつといまの文化行政を、社会教育行政の中核にすえて、やはりいろんな社会教育でやっている学級とか、諸講座とか、そういったところに文化というものをしっかりはめこんで、いく必要が、多分にあるのではないかという感じがします。

それと、これはいろいろ問題があることでしようけれども、やはり文化というのは、

できましてから、地方における文化の振興策のために、直接声を聞いたり、あるいは地方と相互に連携をとらなきゃいかんというので文化振興会議というのを毎年数ブロックでやってきているわけです。そういう際に芸術文化の基本法なり、振興法というお話が出てくるわけですが、基本的な考え方として、先ほ

どちょっと前田さんも触れられたわけですが、行政と芸術文化とどういうタッチのしかたをしたらいのか、こういう基本論を十分考える必要があると思います。

それから立法問題が出ましたことに関連して、私もがいま一番頭を悩ましていますのは、先ほど来言つております、史跡、埋蔵文化財、天然記念物の開発との関係における保護の問題それから集落町並みをどういうふうに保存し、またどう活かしていくか、こういう問題。それからいろんな文化財の修理の技術のことなんです。これは老齢の人にそういう技術者が多い。若手の人はあまりなり手がない。これをどういうふうに保存し、後継者を養成していくかということです。これらの問題を考えた場合、昭和二十五年にできた現在の文化財保護法では、時代に即応しないと

行政的には何か測定のできないもので積み重ねていくものですが、地方なんか持っている場合には、それはでき得ればやるに越したことはないけれども、やらなくて済むことではないかという感じが、多少、とくにそういう予算をつけるようなところにございまして、そういった点で非常に、もう一つ行政でつり上げていた点、もう一つ点、これはいろいろ問題もあるかと思ひますけれども、たとえば文化に関する基本法みたいな、そういうものを制定してもらえたら、もっと文化というのが正座に位置づけられてよくあるんではないかという点、これは、スポーツにはスポーツ振興法というのがございまして、そういった点で何か文化の振興のための措置とか、あるいは文化を振興する人の問題であるとか、国の補助の問題であるとか、そういったことを法的にきちと位置づけられるという点と、それからもう一つは、芸術文化推進の拠点となる場所、施設の整備ということ、文化庁のほうで従前の年間十五館から二十館に増し多額の補助金を出して、各地方に文化施設というのが整備されていって、わけですけれども、おいおいそういうことで

いうことで、同法の改正問題がいま真剣に検討されているところです。

井上 文化財を残すときの基準ですが……

清水 選択保存の……

井上 選択保存ということをおっしゃいました。これは価値観に関係すること、大きな問題ですね。生活文化というのと直接かかわりないかもしれないけれども、平城京だとか、飛鳥ということになりますと、かなり皆さん力を入れてくださるわけですが、やっぱり住民の声がなければものは守れないわけですが、平城京とか飛鳥の保存だと、住民の方々と同時にはたの人たちも大いにバックアップして下さる。佐藤元総理も甘藷丘にたつて飛鳥を守れとてくださった。ところが、地方の遺跡埋蔵文化となると、その価値を認めてもらえなくて、地方の遺跡などなかなか守れないということがありますね。

たとえばごく最近だと、伊場遺跡なんていうのがありますね。あれは地方の集落、官衙遺跡ですけど、そういうのになると、ひじょうに大事なもののけれどもその価値が、どうも認識されないんですね。選択の基準をどこにおくか史跡の保護なんかの場合にも、文

整備されてきますと、やはり、これもまた法律論を持ちあげて失礼ですけども、文化施設の設置法というか、社会教育施設の公民館、博物館とか、図書館、青年の家にはそれぞれその母体になる法律がございしますが、文化施設に関しては、そういった法的な措置が講じられていない。そういった点で文化施設設置法のような法律で、そういう文化施設の法的裏付けをするということがまた、一つの文化施設が他の公民館とか、図書館とか博物館等のレベルに上がつてきて、そこからまた伸びていくんじゃないだろうか。もちろん芸術文化の場合ですと法律でいろいろ定めることについて問題も出てくるだろうと思ひますけれども、私も実務者として、他のことがらが法律によって順次、充実拡大されている姿を見ていると、やはり文化に関しても自力をもった体制の整備といいますが、基盤整備といいますが、そういった点をひとつお考えいただけたらというふうに考えております。

△文化財保護法の改正問題▽

清水 法の問題につきましては、文化庁が

化庁も知つてはいられるわけですが、そのへんのところの再整理をぜひお願いしたいと思ひますね。

△求められている心の豊かさ▽

清水 だんだん時間もたつてくるわけですが、私もかつて青少年行政に関係しまして、総理府でいろいろな青少年の意識調査をやったこともございます。それからまた総理府の広報室が国民生活に関する意識の調査をやりましたり、あるいは文部省の社会教育局で、教育文化スポーツに関する調査もやっているわけですが、そういうものから見ますと、一つ言える傾向としまして、金と物というだけではないに、潤のある生活、心の豊かさといったものを求めています。せっかく国民、特に若い人の間にそういう意識が高まっている時期でございしますので、芸術文化、文化財保護、国語問題、著作権、それからこれまでに触れませんでした、実務関係を担当する文化庁としましては、改めるべきは改め、伸ばすべきものは伸ばすべく大いに力を入れていかなければなりませんし、また皆さんはじめ各方面からバックアップしても

らえるいい時期じゃないか、こういうように考えています。

そこで今日お集まりいただきました諸先生方から、最後にひとつ行政への注文、いままで言い足りなかったというようなことを、簡単にお願いしたいと思っています。

△正しい日本語のための努力▽

三枝 行政の注文じゃないんですけれど、先ほどから国語の問題をおっしゃっていらっしやいましたが、いまだ国語が非常に乱れていますので何とか正しい日本語を伝えるための御努力をなさっていただきたいと思うんです。テレビのコマーシャルや漫画など、国民生活に直接入ってくるものの中にはまちがった言葉を平気で使ったり、むしろ意識的に意味を変えて使うことをしゃれた使い方というふうな考えがございすね。それでいいのかどうかということは大きな問題ではないかと思うわけです。

清水 岡先生。

△文化省の設置▽

岡 ちょっとわれわれが言うには巨大すぎ

すのではなく、地方でやっているものをまた中央でやっていくという、そういう行政も文化行政の中で、これからふやしていただきたい。そういうようなことを感じます。

清水 時間がまいりましたので、これで座談会を終わらさせていただきます。今日は先生方お忙しい中をどうもありがとうございます。いろいろと御批判、御鞭達をいただきまして、どうもありがとうございます。文化庁だけではなかなかどうこうということにもまいりかねますので諸先生方引き続き私どもを御指導いただきますと同時に、国民の皆さん方からもひとつ御協力、御鞭達をいただいで、そうして私どもの文化水準を高めると同時に文化が日本各地にゆき渡る、また生活の中でそれが活かされるということを心がけていきたいと思う次第でございます。なお今日は時間の関係で、文化の国際交流の話があまり出なかったわけでございますが、交通通信手段が非常に発達して、人の行き来も盛んでございますし、これからの文化というものにつきましましては、世界各国異質の文化との接触によりまして、非常なインパクトを取けまされ、また日本の文化が海外へ紹介されて、

る問題だけど、これだけ広範な国民ひとりひとりの精神生活、将来にわたってのことを扱っていらっしやるころは、当然文化省にして、もっと強力な活動をなさっていただきたいと思ひます。財政的にも庁じゃなくて省になっていいんじゃないでしょうか。

清水 井上先生。

△政府は大幅予算増を▽

井上 私はやっぱりお金が必要だと思ひます。文化を保護・育成するためにはおそらくそれはどんな領域にも通じてでしょうけれども、いま私の直接関係しているような分野でも同じで、さっき開発との、後手に回っているというふうにおっしゃったけれども、これもやっぱりお金の問題だと思ひますね。しかし金をどうするかということになると、やっぱり政府がもう少し本腰を入れてほしいですね。

ユネスコ勧告というのを拝見したら、国の政府は開発と同時にそれによって壊されていく文化を、同じ力でまもっていかなくちゃいけないと書いてありますね。新幹線をもっとひるげるといふことをいわれるんだしたら、そ

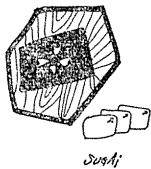
れと同時に同じ比率でもって、文化行政にもうんとお金をだしていただきたい。

清水 前田さんお願いします。

△中央と地方の文化交流▽

前田 抽象的ですけども一つは文芸活動の振興についても文化行政のなかで取り上げるように御検討いただきたい。

それから先ほどお話が出ましたが、やはり児童文化とかこどもにふさわしい文化や文化施設に対してもっと、光をあて、予算をかけていただきたい。それと文化庁で県展選抜展というのをやっておりますが、これは地方の自主的な総合美術展の中から、優秀なものを選抜して、東京で披露展を行うものです。この県展選抜展が地方と中央とのつながりを非常に密にして、美術の全国的連携がはかられているわけですけれども、たとえば無形文化財の民俗芸能大会等につきましても、全国で八つのブロックでやっているわけですね。そういう全国全県が実施しているものの中から中央で集め総合的にやっていたくという、何か地方でやっているものを中央で吸い上げてやる、中央からいつも地方に運び出



新大学の創設にあたって

三輪 知雄

* 筑波大学の開学に寄せて *

林 健太郎・佐藤 吉昭・黒羽 亮一・土肥 輝雄

〔座談会〕

筑波大学に期待するもの

(出席者) 藤田 健治・大木金次郎・小西 甚一

(司会) 木田 宏

筑波大学のキャンパス構想

吉武 泰水

〔解説〕

大学制度の弾力化について

大崎 仁

欧米にみる新構想大学

〔臣官房調査統計課〕

〔資料〕

筑波大学のあらまし

一 経緯 二 概要 三 整備計画 四 募集要項

大学学術局大学課

◇秋は文化の日を中心として、さる十月一日に開幕した芸術祭祝典に始まり文化勲章の授賞、文化功労者の顕彰、教育文化週間、地方での優良な施設の表彰など全国で各種の文化行事が催うされております。

◇近年わが国の経済社会の急激な発展と成長により物質的な繁栄は得られましたが、その反面、自然の破壊、人間疎外などの問題が発生し、国民生活に精神的な潤いが失われる傾向があります。人間尊重の立場に立つならば精神的な潤いこそ生活の向上につながるものではないでしょうか。それには芸術文化の果たす役割は極めて大きいものがあります。芸術に親しみ、先祖の残した文化財を国民的財産として保存し、芸術文化の振興こそ潤いある人間性を回復させるものであります。今年文化庁が設置されて五周年を迎えて、今後の文化行政の推進が大いに期待をされます。

◇本号は文化の振興について特集しました。巻頭には中屋先生に余暇と文化と題して論じて頂きました。座談会では文化庁設置五周年を迎え、文化行政の回顧と展望について諸先生に話し合ってもらいました。また、〃都市整備と文化〃を川添先生に、〃こどもと文化〃を福田先生に、関野先生には〃文化財と公営〃について述べて頂きました。

第1158号

「文部時報」 11月号

MEJ 5158

月刊

文 部 省

昭和48年11月 5日 印刷
昭和48年11月10日 発行

著作権
所 有

発行所 株式会社 帝国地方行政学会
本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)
電話 東京 (268)2141(代表)
振替口座 東京 161 番
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 100円 (〒20円)

年間購読料 1200円 (〒共)

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはよりの書店にお願いします